

平成 30 年度

木更津市財政健全化審査意見書

木更津市経営健全化審査意見書

木更津市監査委員

目 次

財政健全化審査意見	1
経営健全化審査意見	
水道事業会計	2
公設地方卸売市場特別会計	3
公共下水道事業特別会計	4
参考資料	
比率の推移	5
用語の解説	5

平成 30 年度木更津市財政健全化審査意見

1 審査の概要

この財政健全化審査は、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

なお、実質公債費比率について、平成 30 年度は 3.3%と前年度比 0.4 ポイント上昇しており、元利償還金の額が平成 27 年度から平成 29 年度までに比べ増加したことが主因である。

また、将来負担比率については、平成 30 年度は 8.6%と前年度比 10.5 ポイント改善されており、退職手当負担見込額及び組合負担等見込額が減少したことで将来負担額が減少したこと、充当可能基金である財政調整基金の増加で将来負担額に対する充当可能財源が増加したことが主因である。

記

健全化判断比率	平成 30 年度	早期健全化基準	備考
ア 実質赤字比率	—	12.03%	3.08%の黒字
イ 連結実質赤字比率	—	17.03%	13.28%の黒字
ウ 実質公債費比率	3.3%	25.0 %	
エ 将来負担比率	8.6%	350.0 %	

(2) 個別意見

ア 実質赤字比率について

当年度の実質収支が黒字であるので、実質赤字比率はない。

イ 連結実質赤字比率について

当年度の各会計の実質収支の合算が黒字であるので、連結実質赤字比率はない。

ウ 実質公債費比率について

当年度の実質公債費比率は、早期健全化基準と比較すると、これを下回っている。前年度と比べると 0.4 ポイント増加（悪化）となっている。

エ 将来負担比率について

当年度の将来負担比率は、早期健全化基準と比較すると、これを下回っている。前年度と比べると 10.5 ポイント減少し、良くなっている。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

平成 30 年度木更津市水道事業会計経営健全化審査意見

1 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された木更津市水道事業会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

比率名	平成 30 年度	経営健全化基準	備考
資金不足比率	—	20.0%	

(2) 個別意見

当年度は流動負債に対して流動資産が上回り資金不足額が生じていないので、資金不足比率はない。

(参考)

流動資産 3,062,693 千円、流動負債 1,312,466 千円

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

平成 30 年度木更津市公設地方卸売市場特別会計経営健全化審査意見

1 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された木更津市公設地方卸売市場特別会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

比率名	平成 30 年度	経営健全化基準	備考
資金不足比率	—	20.0%	

(2) 個別意見

当年度は資金不足額が生じていないので、資金不足比率はない。

(参考)

歳入総額 76,939 千円、歳出総額 76,939 千円

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

平成 30 年度木更津市公共下水道事業特別会計経営健全化審査意見

1 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された木更津市公共下水道事業特別会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

比率名	平成 30 年度	経営健全化基準	備考
資金不足比率	—	20.0%	

(2) 個別意見

当年度は資金不足額が生じていないので、資金不足比率はない。

(参考)

歳入総額 6,211,686 千円、歳出総額 6,206,049 千円

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

比率の推移

区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
健全化判断比率	ア 実質赤字比率	— ※6.57%の黒字 〔12.10%〕	— ※6.39%の黒字 〔12.07%〕	— ※7.17%の黒字 〔12.07%〕	— ※3.08%の黒字 〔12.03%〕
	イ 連結実質赤字比率	— ※15.04%の黒字 〔17.10%〕	— ※15.29%の黒字 〔17.07%〕	— ※16.52%の黒字 〔17.07%〕	— ※13.28%の黒字 〔17.03%〕
	ウ 実質公債費比率	1.9% 〔25.0%〕	2.3% 〔25.0%〕	2.9% 〔25.0%〕	3.3% 〔25.0%〕
	エ 将来負担比率	39.1% 〔350.0%〕	26.4% 〔350.0%〕	19.1% 〔350.0%〕	8.6% 〔350.0%〕
	水道事業	— 〔20.0%〕	— 〔20.0%〕	— 〔20.0%〕	— 〔20.0%〕
資金不足比率	流動資産	2,734,343千円	2,722,477千円	2,848,386千円	3,062,693千円
	流動負債	1,403,853千円	1,238,824千円	1,255,653千円	1,312,466千円
	公設地方卸売市場	— 〔20.0%〕	— 〔20.0%〕	— 〔20.0%〕	— 〔20.0%〕
	歳入総額	68,674千円	66,613千円	73,791千円	76,939千円
	歳出総額	68,674千円	66,613千円	73,791千円	76,939千円
	公共下水道事業	— 〔20.0%〕	— 〔20.0%〕	— 〔20.0%〕	— 〔20.0%〕
	歳入総額	4,609,326千円	5,741,778千円	6,984,435千円	6,211,686千円
	歳出総額	4,574,914千円	5,718,777千円	6,973,396千円	6,206,049千円

※実質黒字比率

用語の解説

早期健全化基準

地方公共団体が、財政収支が不均衡な状況その他の財政状況が悪化した状況において、自主的かつ計画的にその財政の健全化を図るべき基準として、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率のそれぞれについて定められた数値である。

経営健全化基準

地方公共団体が、自主的かつ計画的に公営企業の経営の健全化を図るべき基準として、資金不足比率について定められた数値である。

実質赤字比率

一般会計の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示すもので、標準財政規模に対する歳入総額から歳出総額を差し引いた割合のことである。

当年度においては、差し引き額は黒字となっており、当然に比率についても黒字である。

連結実質赤字比率

全ての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体としての運営の深刻度を示すもので、一般会計、特別会計及び公営企業会計など全会計を対象とした赤字額若しくは資金不足額の合計額を標準財政規模で除した比率である。ただし、この指標の算定には、一部事務組合及び第三セクター等は含まれない。

当年度においては、赤字の会計はなく差し引き合算額は黒字となっており、当然に比率についても黒字である。

実質公債費比率

借入金の返済額及びこれに準ずる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示すもので、一般会計が負担する地方債の元利償還金及び準元利償還金の支出額が標準財政規模に占める割合である。

当年度は3.3%と前年度より0.4ポイント高く（悪く）なっている。

なお、平成29年度の千葉市を除く県下36市の平均は5.5%で、2.9%だった本市は、比率の低い方（良い方）から数えて9位だった。

将来負担比率

地方公共団体の一般会計の借入金や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高の程度を指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すもので、一般会計の地方債の現在高、債務負担行為に基づく支出予定額、特別会計の公営企業債等への一般会計からの繰入見込額、一部事務組合等への負担見込額、退職手当の負担見込額、第三セクター等の負債額等の見込額及び組合等を含めた連結実質赤字見込額の合計から、市で設置している総基金額及び普通交付税の基準財政需要額算入見込額を控除し、標準財政規模で除した比率である。

当年度は8.6%と前年度より10.5ポイント低く（良く）なっている。

なお、平成29年度の千葉市を除く県下36市の平均は38.4%で、19.1%だった本市は、比率の低い方（良い方）から数えて15位だった。

資金不足比率

公営企業の資金不足を公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示すもので、資金の不足額は一般的には流動負債から流動資産を差し引いたものであり（地方公営企業法適用企業）、あるいは実質赤字額の有無で示されるものである（地方公営企業法非適用企業）。

当年度においては、水道事業会計、公設地方卸売市場特別会計及び公共下水道事業特別会計の3事業とも資金不足額は生じていない。

令和元年 8 月 23 日提出

監査委員 奥出 淳一

監査委員 庄司 基晴

監査委員 三上 和俊

木更津市監査委員事務局

電話番号 0438-23-8473